税適用確認書の交付申請書の提出があったものとみなされることを希望しない旨その他の事項を記載した書類の提出があった場合には、この限りでない。なお、金融商品取引業者等の営業所の長は、本措置の対象となる居住者等に対し、平成二九年一〇月一五日までに、非課税適用確認書の交付申請書が提出されたこととなった旨又は提出されたこととなる見込みである旨の通知をしなければならない。

(九) 未成年者非課税適用確認書の交付申請書の提出をする者の告知をする場合において、当該告知をする者が金融商品取引業者等の営業所の長に既に個人番号を告知しているときは、その者は、その者の個人番号の告知を要しないこととした。（租税特別措置法第三七条の一四の二関係）

(一〇) 国等に対して重要有形民俗文化財を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第四〇条の二関係）

(二) 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例について、適用要件に、贈与を受ける内国法人が金融機関から受けた事業資金の貸付けについてその貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の施行の日から平成二八年三月三一日までの間に条件の変更が行われていることを加えた上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第四〇条の三の二関係）

(三) 住宅の多世帯同居改修工事等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額の特例の創設（租税特別措置法第四一条の三の二関係）

個人が、その者の所有する居住用の家屋について、他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための一定の改修工事（以下「特定多世帯同居改修工事等」という。）を含む増改築等（以下「特定工事」という。）を行った場合において、当該居住用の家屋を平成二八年四月一日から平成三一年六月三〇日までの間にその者の居住の用に供したときは、当該特定工事に係る費用に充てるために借り入れた次に掲げる住宅借入金等の年末残高（一、〇〇〇万円を限度）の区分に応じ、それぞれ次に定める割合に相当する金額の合計額を所得税の額から控除できることとする。本特例は、住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除との選択適用とし、控除期間は五年とした。

(1) 特定多世帯同居改修工事等に係る改修工事に要した費用から当該特定工事に係る補助金等を控除した金額（二五〇万円を限度）に相当する住宅借入金等の年末残高　二パーセント

(2) (1)以外の住宅借入金等の年末残高　一パーセント

(三) 既存住宅に係る多世帯同居改修工事等をした場合の所得税額の特別控除制度の創設（租税特別措置法第四一条の一九の三関係）

個人が、その者の所有する居住用の家屋について他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための一定の改修工事（以下「多世帯同居改修工事等」という。）をして、当該居住用の家屋を平成二八年四月一日から平成三一年六月三〇日までの間にその者の居住の用に供した場合には、当該個人のその居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から、その多世帯同居改修工事等に係る標準的な工事費用相当額（二五〇万円を限度）の一〇パーセントに相当する金額を控除できることとした。

(四) 次に掲げる住宅取得等に係る措置について、改正前の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者が住宅の取得等をする場合等について適用できることとした。

(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（租税特別措置法第四一条～第四一条の三関係）

(2) 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例（租税特別措置法第四一条の三の二関係）

(3) 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除（租税特別措置法第四一条の一九の二関係）

(4) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（租税特別措置法第四一条の一九の三関係）

(5) 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除（租税特別措置法第四一条の一九の四関係）

(五) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第四一条の五関係）

(六) 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第四一条の五の二関係）

(七) 市町村又は特別区から給付される次の給付金については、所得税を課さないこととした。（租税特別措置法第四一条の八関係）

(1) 住民基本台帳に記録されている者のうち平成二八年度分の市町村民税が課されていないもの等に対して給付される一定の給付金

(2) 低所得である高齢者等への支援の観点から給付される次に掲げる給付金

イ 住民基本台帳に記録されている者で平成二七年度分の市町村民税が課されていないもの等に対して給付される一定の給付金の対象者のうち、平成二八年三月三一日において六四歳以上である者に対して給付される一定の給付金

ロ 右記(1)の給付金の対象者のうち、障害基礎年金又は遺族基礎年金を受けている者その他一定の者に対して給付される一定の給付金

(六) 先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除について、適用対象となる先物取引の範囲から次に掲げる取引を除外することとした。（租税特別措置法第四一条の一四関係）

(1) 商品先物取引業者以外の者を相手方として行う店頭商品デリバティブ取引

(2) 金融商品取引業者のうち第一種金融商品取引業を行う者以外の者又は登録金融機関以外の者を相手方として行う店頭デリバティブ取引

(九) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の創設（租税特別措置法第四一条の一七の二関係）

医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い一般用医薬品等の使用を推進する観点から、居住者が平成二九年一月一日から平成三三年一二月三一日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（その製造販売の承認の申請に際して既に承認を与えられている医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が明らかに異なる要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高いものとして一定のものの購入の対価をいう。以下同じ。）を支払った場合において当該居住者がその年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っているときにおけるその年分の医療費控除については、その者の選択により、その年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補塡される部分の金額を除く。）の合計額が一万二、〇〇〇円を超えるときは、その超える部分の金額（八万八、〇〇〇円を限度）を、当該居住者のその年分の総所得金額等から控除できることとした。

(一〇) 公益法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除制度について、特例の対象となる寄附金の範囲に、国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構又は独立行政法人日本学生支援機構（その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき一定の要件を満たすものに限る。）に対する寄附金のうち学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実であるものを加えることとした。（租税特別措置法第四一条の一八の三関係）